

公益財団法人花巻国際交流協会  
令和6年度青少年海外派遣研修事業実施要項

1. 事業の目的

花巻市の将来を担う青少年を海外に派遣し、他国の歴史、文化、習慣等に触れることによって、広い視野と洗練された国際感覚を身につけ、国際社会から信頼される人間形成の一助とすることを目的とする。

2. 事業実施主体

この事業は、(公財)花巻国際交流協会が主催し、花巻市、花巻市教育委員会の共催により実施する。

3. 事業内容

(1)派遣先と時期(現地と調整により日程等の内容が若干変更となる場合がある)

① ホットスプリングス市(アメリカ合衆国アーカンソー州)・姉妹都市  
令和6年10月28日(月)～11月6日(水)(10日間)

② ベルンドルフ市(オーストリア共和国ニーダーエスタライヒ州)・友好都市  
令和6年11月5日(火)～11月14日(木)(10日間)

③ ラットランド市(アメリカ合衆国バーモント州)・姉妹都市  
令和6年10月28日(月)～11月6日(水)(10日間)

④ クリントン村(アメリカ合衆国ウィスコンシン州)・友好関係都市  
令和6年10月28日(月)～11月6日(水)(10日間)

(2)派遣人員

それぞれの派遣先に選考試験で選ばれた中学2年生を6名ずつ合計24名派遣する。

(3)研修内容

ホームステイや通学体験等を通じ、現地の言語や文化に直接触れることで他国についての理解を深め、国際的な視野を広げるとともに、自国の文化等を紹介しながら積極的に交流を図り、相互理解を深める。

4. 応募の資格

- (1)花巻市に住所を置く中学2年生で、次の要件を満たし学校長の推薦を得た者であること。
- (2)派遣の経験を活かして成長が期待でき、将来社会に貢献できる人材であること。
- (3)コミュニケーションをとるのに十分な英語力を有すること。
- (4)派遣後は花巻市及び当協会の国際交流活動に協力すること。
- (5)心身ともに健全で協調性と積極性のある者であって国際的活動に関心があること。
- (6)花巻市の代表としての自覚を持ち、明確な目的意識及び研修テーマをもって参加できること。
- (7)令和6年度及び令和7年度に当協会または市が受け入れるホームステイ事業を引き受ける意思があること。あるいはホストファミリーを紹介できること。
- (8)協会が主催する事前研修と事後研修並びに国際フェアでの報告会や各種報告会に出席できること。また、研修成果がわかる充実した内容の研修報告書(※2,000文字以上)を提出できること。
- (9)合格後であっても応募資格を満たさないことが明らかな場合は合格を取り消すことがあること。

## 5. 手続き

### (1) 申し込み

参加を希望する者は、関係書類に必要事項を記載の上、担任を通じ所属学校を経由して（公財）花巻国際交流協会理事長宛に提出するものとする。

### (2) 提出書類

①参加申込書（様式1）

②履歴書（様式2）

③志望理由書（様式3）

※必ず応募者本人の考えにより、本人の直筆で記載すること。

④学校推薦・評価書（様式4）（担任が評価を記載し所属校長の推薦を得ること）

⑤写真（45mm×35mm）1枚（この写真の裏には氏名と学校名を必ず記入のこと）

### (3) 提出期限

**令和6年 5月31日（金）必着（公益財団法人 花巻国際交流協会宛）**

### (4) 応募者の選考

選考委員会による一次選考（書類選考）及び二次選考（面接選考）により選考する。

①一次選考（書類選考）

選考委員会による志望理由書の書類審査結果及び学校評価書をもとに選考する。

全員に、可否の選考結果を通知する。（7月上旬）

②二次選考（筆記・面接選考）

**日 時 令和6年 7月20日（土）**（学校行事等により変更する場合がある）

※集合時間は別途通知する。

場 所 花巻市交流会館 2階 第2会議室

持ち物 受験票、生徒手帳、筆記用具

内 容 5～7名を1グループとした集団面接と筆記試験を実施。

※日本語での質問に加え、中学1年生程度の英語を用いた質疑応答を行う。

※時間厳守のこと（生徒手帳で本人確認）。

### (5) 派遣生徒の決定

選考の結果を総合し、派遣生徒を決定する。

派遣先の希望は第3希望まで受け付けるが、申込み状況により調整するものとする。調整方法等は選考委員会において決定する。なお、選考委員会は花巻市校長会が推進する学校関係者1名、花巻市教育委員会が推薦する理事1名、花巻市が推薦する国際交流事業担当職員1名、理事長が推薦する理事又は評議員3名で構成する。

派遣生徒の決定は所属学校長と生徒本人に直接郵送にて通知する。（7月下旬）

## 6. 渡航手続き

渡航に必要な手続き等は、当協会の指定した旅行代理店を通じて行う。

その際、協会の指定した旅行代理店を通じて旅行傷害保険に必ず加入するものとし、保険料は全額自己負担とする。派遣期間中の事故・疾病（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ罹患を含む）については、当該旅行傷害保険で対応する。

## 7. 渡航費用(参考)

### (1) 渡航費用見込み額 (令和6年4月現在)

① ホットスプリングス市	}	47万円程度 (自己負担16万円程度)
② ベルンドルフ市		
③ ラットランド市		
④ クリントン村		

### (2) 経費助成

参加者に対し、1人当たりの渡航費用の3分の2以内で当協会が助成する。

自己負担額は費用の約3分の1 (1,000円未満端数切り上げ)。

なお、花巻市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費対象者が派遣生徒に決定された場合は、渡航費用の全額を当協会が助成する。ただし、渡航費用以外経費は各自の負担とする。

また当該世帯であることがわかる書類を提出すること。

要保護世帯及び準要保護世帯とは、生活保護法第6条第2項に規定する生活保護を受けている世帯及び生活保護世帯に準ずる程度に生活が困窮している世帯と花巻市教育委員会が認めた世帯。

### (3) 渡航費用以外の経費

パスポート取得費、スーツケース等の旅行の準備に要する経費、旅行傷害保険料等は、参加者が負担する。

### (4) 辞退時費用

参加者が研修を辞退した場合、そのための費用は本人が負担するものとする。

### (5) 中途帰国費用

参加者がやむを得ない理由で研修中途に帰国した場合は、残余期間を考慮し、本人負担に見合う額を精算するものとする。

### (6) 傷病にともなう派遣の中止について

派遣する生徒が派遣する直前に学校保健安全法施行規則 第18条に定める感染症(インフルエンザ等)に罹患した場合は、同施行規則 第19条に定める出席停止の期間の基準または、医師の診断に従い当該生徒の派遣を中止することがある。

なお、派遣中止に伴う派遣費用のキャンセル料は原則、当該生徒(保護者)の負担によるものとする。

## 8. 事前・事後研修会

協会の主催する事前研修（8月～10月の間に8回程度）、事後研修（12月に3回程度）に参加するものとする。

### 事前研修スケジュール（予定）

第1回事前研修	8月 5日（月） 15時～19時30分
第2回事前研修	8月22日（木） 18時～20時
第3回事前研修	8月30日（金） 18時～20時
第4回事前研修	9月 4日（水） 18時～20時
第5回事前研修	9月27日（金） 18時～20時
第6回事前研修	10月 4日（金） 18時～20時
第7回事前研修	10月11日（金） 18時～20時
第8回事前研修	10月16日（水） 18時～20時

## 9. 報告書

参加者は帰国後、研修報告書を提出するものとする。

## 10. 報告会

帰国後、協会の主催する国際フェア等での報告会、及び学校報告会等に参加するものとする。

## 11. 引率者

### (1) 引率者の派遣

引率者として、各派遣先に教諭等が同行するものとする。

### (2) 引率者の決定

引率者の推薦は、本人の履歴書（様式5）と所属長の推薦書（様式6）により教育委員会等を経由して提出するものとし、決定は選考委員会にて行うものとする。

### (3) その他

引率者も派遣先でホームステイをするものとする。

## 12. その他

(1) 本事業は、天変地異・政治情勢並びに新型コロナウイルス感染症などにより渡航制限や自粛などにより、やむを得ず中止する場合がある。

(2) この要項に定めるものの他、本事業の実施に必要な事項は、選考委員会もしくは公益財団法人花巻国際交流協会理事長が決定する。